〔固定資産の減損損失関係〕

減損の兆候

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の概要

（単位：円）

| No. | 用　途 | 場　所 | 種類 | 帳簿価額 | 区　分 |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | ラグビー場 | 東京都港区 | 建物 | 435,252,699 | 秩父宮ラグビー場／ラグビー場／ラグビー場 |
| | | | 構築物 | 116,927,695 | |
| ② | ラグビー場クラブハウス | 東京都港区 | 建物 | 1,215,849 | 秩父宮ラグビー場／ラグビー場／ラグビー場クラブハウス |
| ③ | ラグビー場敷地 | 東京都港区 | 土地 | 23,864,000,000 | |
| ④ | テニス場 | 東京都港区 | 建物 | 114,447 | 秩父宮ラグビー場／テニス場／テニス場 |
| | | | 構築物 | 332,371 | |
| ⑤ | テニス場クラブハウス | 東京都港区 | 建物 | 23,541,875 | 秩父宮ラグビー場／テニス場／テニス場クラブハウス |
| ⑥ | テニス場敷地 | 東京都港区 | 土地 | 3,862,000,000 | |
| ⑦ | スポーツ施設 | 東京都北区 | 建物 | 36,585,692 | 国立スポーツ科学センター（本館）／宿泊施設 |
| ⑧ | 艇庫及び宿泊施設 | 埼玉県戸田市 | 建物 | 113,628,444 | 戸田艇庫／宿泊施設 |

⑵　認められた減損の兆候の概要

| No. | 概　要　及　び　理　由 |
|---|---|
| ①～⑥ | 神宮外苑地区における再開発事業へ供することを予定しているため、減損の兆候が認められます。 |
| ⑦⑧ | 当該固定資産の稼働実績が取得時の想定と比べて低下しているため、減損の兆候が認められます。 |

⑶　複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

| No. | 理　由 |
|---|---|
| ①④ | 当該施設は、複数の建物（建物附属設備を含む）及び建物と補完的な関係を有する複数の構築物からなり、一体としてそのサービスを提供するものであるため、一体として減損の判定を行っています。 |
| ②⑤⑦⑧ | 当該施設は、複数の建物（建物附属設備を含む)からなり,一体としてそのサービスを提供するものであるため、一体として減損の判定を行っています。 |

⑷　減損の認識に至らなかった理由

| No. | 理　由 |
|---|---|
| ①～⑥ | 神宮外苑地区における再開発事業の詳細な時期が未定であることから、減損を認識しておりません。 |
| ⑦⑧ | 当該資産は、経常的な保守管理が行われており、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。 |

〔資産除去債務関係〕

1　資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　資産除去債務の概要

当センターの所有する各施設における、フロン排出抑制法及び廃棄物処理法に基づく空調・電源・給水設備等の除去費用であります。

⑵　資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から３年～18年と見積もり、割引率０％～1.854％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

（単位：円）

| 期首残高 | 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 時の経過による調整額 | その他増減額 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|
| 66,898,623 | ― | 138,976 | ― | 67,037,599 |

2　資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当センターの国立スポーツ科学センター、国立登山研修所及び国立競技場の一部の土地について、国等と土地賃貸借契約を締結しているため、原状回復に係る義務を有しております。

当センターでは、国立スポーツ科学センター、国立登山研修所及び国立競技場における事業の撤退及び施設の移転は第５期中期目標（令和５年４月から令和10年３月）や第５期中期計画（令和５年４月から令和10年３月）において予定しておりません。

また、将来的に各施設における事業の撤退及び移転が計画されるとしても、当該各施設については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書」において、その設置及びスポーツ振興のために利用することが定められており、各施設における事業の撤退及び施設の移転は当該業務方法書の改正を伴うため、当センターの裁量だけでは決定できず、主務省庁を含む各関係団体の総合的な意思決定を考慮して行われることから、原状回復義務の履行の時期を予測することは困難であります。

なお、除去費用については、主務省庁及び地権者と協議の上、原状回復義務を履行することになるため、当センターの負担する除去費用の金額及びその発生確率を見積もることも困難であります。

このようなことから、当該資産除去債務については、決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案し、最善の見積りを行っても履行時期の予測及び除去費用の負担額の見積りが困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができないため計上しておりません。